

# どうしたら子どもの権利が

## 社会に根づくだろうか

埼玉大学教育学部 馬場 久志

### 学び、生活する権利はどこに

#### a. 子どもの権利

2019年2月、国連子どもの権利委員会が総括所見を發しました。改善点もある一方で、深刻な懸念が表明されたのは、体罰、家庭環境、生殖及び精神の健康、少年司法など多岐にわたります。なかでも教育の競争的な仕組みには「あまりにも競争的な」との訳もあるほどです。子どもの権利条約が国連で採択されてから30年もたつのに、依然子どもたちの権利が尊重されない日本の現実があり、権利保障に関わる課題は山積しています。

たとえば外国人等で日本語指導の必要な児童生徒はこの10年間で1・5倍に増加しました。しかしそのうち教科の補習など特別な指導を受けている児童生徒は、2012年の80%台から2014年には

70%台に下がり(文科省、2018)、対応が追いつかない状況が深刻化しています。

不登校の小中学校児童生徒の人数は約16万人、高校生は5万人とされ、さらに増加の傾向にあります。「その他」への分類も含めると小中学生の長期欠席者は24万人です。特別支援学校については十分な統計ありません。

このほか、男女格差を意味するジェンダー・ギャップや、性認知に悩む子どもの権利の保障、理不尽な校則など、問題は多種に及びます。

#### b. 命の脅かし

昨年は、児童虐待やいじめ、暴力、犯罪などによって子どもの命にかかわる事案が重ねて報道され、子どもの命が守られていないという危機感が広がりました。厚生労働省速報値(2019)によると、

2018年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数は約16万件で、前年度より2万6千件増え過去最多を更新しました。また文科科学省(2019)によると、

2018年度に心身に深い被害を受けるいじめ重大事態は、前年度より128件増えて過去最多の602件でした。小中学生の自殺者数は332人で82人増加し、うち9人はいじめが原因です。警察庁統計資料(2019)によると、未成年者の刑法犯被害件数は2018年に約10万件で、被害者全体の16%を占めます。うち殺人被害は99件、強制性交・強制わいせつ被害は2887件です。

だがこうして子どもの命が脅かされる事態に対して、人々の思いは児童相談所などの職員や学校教員への非難、問題を抱えた子どもの排除という歪んだ憤りへと導かれがちな現状もあります。子ども

の権利への共感的で確かな理解が浸透する社会への転換は、いま大きな課題として眼前に立ちはだかつています。

### c. 貧困・格差

子どもの貧困率はおよそ6〜7人に1人の割合と言われ、さらに一人親家庭の相対的貧困率は約50%で、OECD加盟国で最悪の水準にあります。

貧困・格差のもたらす問題は、政府自らが「子供の大学等進学率は、全世帯の進学率73・0%に比べ、生活保護世帯(35・3%)、児童養護施設(27・1%)、ひとり親家庭(58・5%)において低くなっています。経済的な困窮の問題はそれだけにとどまらず、生活習慣、健康管理、自己肯定感など、子供たちの成長に様々な影響を与えます。生育環境により、「頑張っても仕方がない」と、学ぶ意欲と将来への希望を失ってしまうのです。」(内閣府男女共同参画局「共同参画」2019年2月号)と言わざるを得ないほどです。

先日公表されたPIISA2018の結果でも、文部科学省・国立教育政策研究所(2019)による「調査のポイント」では、「社会経済文化的背景の水準が低い生徒群ほど、習熟度レベルの低い生徒の割合が多い傾向は、他のOECD加盟国と同様に見られた。」と報告されました。

生活の格差が学力に影響することが、この調査からもうかがえます。

## 管理に慣らされる社会と自由の危機

### a. 管理による自由の危機

問題は、子どもの権利が奪われ続け、それに対する告発があっても、なお権利が押さえ込まれる現状が作られていることです。背景には、今日の説明責任論がもたらす圧迫の中で、知らず知らず管理を呼び込んだ子ども不在の教育に文句が言えない状況があるのではないのでしょうか。

### ① 少年非行

少年事件が報道されるたびに、厳罰化論や少年法の不要論が声高になります。しかし教育より制裁という論は、大人たちの憤りの反映に過ぎません。成人と同じ処遇にすることの問題は、民法改定に連動させた少年法適用年齢の18歳引き下げ案に対する日弁連の意見書(2018)で明解に論じられています。すなわち、成人の事件の64%は起訴猶予となって釈放されています。現行の少年事件は全件送致原則ですが、これを成人と同じにすると、多くの少年は何の教育的働きかけも受けることなく放置されます。失敗から学ぶ機会すら妨げられます。

### ② 道徳教育

特設道徳が小中学校に設けられてから60年の間に、さまざまの形で道徳教育の強化が持ち込まれてきましたが、ここに来ていじめ問題への対策を旗印として、特別の教科道徳が設置されました。これに対しては、道徳的価値の国定の問題や教科書の未熟さなど多くの批判が挙がっています。論理的で問題解決をめざす創造的な力の育成を妨げる懸念もあります。国への忠誠心など権力に好都合な価値を刷り込む道徳ではなく、道徳の学習は、社会生活で出会うさまざまの問題に対して、すべての人の幸せを実現する解決力の人格的基礎を培うものではないでしょうか。

### ③ 地域における相互監視

保護者の子育てを支援する名目で、各地に家庭教育支援条例が制定されました。子育てに親の責任が問われ、たとえば保護者は、「子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならぬ。」(静岡県第6条)のように規定されます。応援どころか、子育てや生活に困難を抱える家庭に罪悪感を感じさせるものです。2006年に教育基本法が改定され「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」(第10条家庭教育)という条項が加わったこと

の影響が現れています。そして今、「家庭教育支援法案」も画策されており、これは戦前の「家庭教育二関スル要綱」や「戦時家庭教育指導要項」に相当するとも言われます。

不登校やひきこもりの問題に対して、家庭状況の把握に民生委員も動員されている例もあります。児童虐待を防止するとか保護者を支援することを理由としていますが、困難を抱え、世間への負い目を感じながら生活する人にとっては、ますます自らを閉ざす結果となる恐れがあります。

④学校スタンダード、ゼロ・トレランス  
いわゆる学校スタンダードは、この10年ほどの間に広がり、自治体や学校には何らかのスタンダードがあるといつて過言でない状況です。学習規律スタンダードに始まり、授業スタンダード、家庭学習スタンダード、育成スタンダードなど、いろいろと作られています。この背景には、学力向上策への危機感があり、指導の底上げが企図されています。また学校の説明責任を果たさねばという思いからのものもあります。

ゼロ・トレランス（完全な不寛容）は米国から輸入された管理形態で、軽微な逸脱行動から細かに罰則が定められ、事情を聞かれることなく懲罰が与えられ

ます。機械的に割り切った処遇なので、教師が心を痛めることなく、生徒も黙って従うほかに進行する指導です。

学校スタンダードやゼロ・トレランスは、教師が悩んだり迷ったりする機会を奪いますし、子どもから考える機会が奪われます。双方の思考が育たなくなる危険をはらんでいます。しかし問題は、あまりに多忙な労働実態で、教師がこれらを受け入れざるをえない状況が作られていることです。

#### b. 「個別化」論と「身の丈」論

文部科学大臣の「身の丈」発言が多くの人々から批判されましたが、「身の丈」は単なる大臣の失言というよりも、今の教育のありようを象徴的に表現した言葉だと言えます。

個別化、個別最適化という言葉が随所に用いられています。Society 5.0に向けた人材育成として文部科学省が描く見通しにも「学習の個別最適化」が語られています。聞こえのよい言葉ですが、「身の丈」と重ねてみるとどうでしょうか。「身の丈」は、個別化が分断として機能した結果なのではないでしょうか。それを「身の丈」とすることで、学び、生活し、将来を拓く権利への気づきが閉ざされてしまうと考えられます。

現在、いわゆる教育機会確保法の改定

が論じられています。この法律が、学校から排除された人に対して経済力や保護者の努力に対応した教育機会の振り分けを用意するものになってしまいかどうか、いま正念場にありません。

聞こえのよい言葉には、「支援」がありますが、教育に限らず多くの公的支援は、最後まで見届けるものにはなっていない。18歳になったり就業したりすると、児童福祉の支援はなくなります。当初「無償化」と前宣伝された高等教育への就学支援は、現行制度にも及ばない見通しとなつていきます。外国人技能実習生は来日後に検定試験を受けますが、日本語学習への支援が乏しいので、強制帰国となってしまう例が見られます。多くの支援策が、自己責任として放り出す結果となるものになっていきます。

こうしてみると、一方ではもつともらしい秩序の形で物言わぬ状況を作り出す管理が進行し、他方では個に依るといふ名のもとで分断と切り捨てが進行して、権利のない「身の丈」という生き方を許す土台になっていと感じます。これに抗する一歩は、声を上げ、つながり合う自由の回復ではないでしょうか。

#### 権利が根づく社会をめざして

a. 子どもを守り安心を確保する

子どもたちの生活の安心が確保されること自体が、子どもにとって権利を学ぶモデルになります。

貧困や家族の事情で孤食を余儀なくされる子どもたちの食事を支えようと始まった子ども食堂の取り組みは、この数年間の取り組みを経て、地域の居場所づくりという発想にも広がり、子ども食堂のネットワークも各地で生まれています。

積年の自主夜間中学や公立夜間中学の努力が実って、教育機会確保法により夜間中学の設置が促されることとなりました。また自治体行政の腰は重く、また学齢期の生徒の入学が認められないところがあるなど、課題は多いのですが。

不登校やひきこもり、障がい、非行などにおいて、当事者どうしでなければわかり合えない悩みや困難を打ち明けられる親の会のつながりが、当事者を支えています。

教職員組合はじめ地域の団体による相談室が、親子の困難を受け止める場となっています。

なお地域の子育てや福祉の取り組みを、多くの退職教員が支えていることも特筆されます。

こうした、子どもを守り安心を確保する取り組みがモデルとなって、さらに広がることが期待されます。

b. 自由でつながり合う学びと教師への応援

学習指導要領や授業スタンダードに合うか否かだけで授業の善し悪しを評価されたという事例が散見されます。子どもに現実には立脚した授業としての評価ではありません。子ども不在の教育を乗り越える実践の重要な一步は、子どもの実践に心懸けることです。そうした実践の取り組みは、各地で地道に展開されており、そこで子どもは学びの主体者としての活動を通じて、社会の主体者として、また他者を尊重し協働する支え手として成長します。

ところで子どもたちの学習環境の充実を阻んでいるのは、教師の過重労働負担です。政府は、目先の帳尻合わせで一年単位の変形労働時間制の導入を画策し、反対を押し切って教職員給与特別措置法（給特法）を改定しました。今後は自治体での対応が焦点となっています。教員の過重労働問題の根本的解決は、教員の増員であることは明らかです。それは教員のためだけでなく、子どもの環境改善に直結するものです。

c. 子ども・若者に委ねる変革の可能性  
生きづらい社会の中で、若者たちにも、今と未来の当事者としての発信が生まれています。

大学入試の民間英語試験が、延期されることとなりました。当初より高校・大学関係者からの異論はありましたが、計画の進行を食い止められませんでした。それが高校生たちによる4万人を超える署名によって大きく動いたことは、人々を励ましました。そのほか、MeToo運動やフラワーデモ、環境問題などでの若者たちの立ち上がりには、そのしなやかな感性が人々の心を動かしています。

社会全体は高齢化していますが、いま学校は多くの若い教員を迎え、教員平均年齢は下降傾向にあります。民間教育団体や教育の催しでも高齢化は否めませんが、若手教員の活躍が見いだせません。一例ですが、教育のつどい埼玉集会のある分科会では6本のレポートが提出され、ほとんどが初任を含む20歳代の若手教員からでした。

これらを見ると、仕組まれた分断を乗り越えて、同年代のつながり直しや、世代を超えた共同は可能であり、そこから諸課題の民主的変革が展望されるのではないかと感じられます。

注) 本稿は、2019年12月21日に行われた民主教育研究所全国教育研究交流集会において筆者が行った基調報告の内容を抜粋再編したものです。